

石垣市水道部 障がい者活躍推進計画

令和2年3月

1 策定趣旨

- 令和元年6月の障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされました。
- 障がい者の活躍とは、「障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できること」であり、全ての障がいのある職員が活躍できるよう、取り組んでいくことが重要です。
- そこで、石垣市水道部においては、市長部局と教育委員会部局と連携を図り、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場環境づくりに向けて、本計画を策定しました。

2 計画概要

- 実施主体：石垣市水道部
- 任命権者：石垣市長
- 水道部において策定しますが、本務職員の募集・採用については市長部局において行っているため、連携して対応していきます。

3 策定期間

- 令和2年度から令和3年度の2年間を計画期間とします。
- なお、計画期間内においても、毎年度、取組の実施状況を把握・点検し、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 石垣市水道部における障害者雇用に関する課題

- 公営企業法が適用される水道事業である石垣市水道部においては、条例で定めるところにより管理者をおいておらず、任命権者は石垣市長となっているため、本務職員の募集・採用については市長部局において行っております。職員総数が50名弱の石垣市水道部においては、定期人事異動に伴い障がいを持つ職員が在籍しておりますが、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていないところですが、組織的な体制整備は特段おこなっておりません。

5 計画の周知・公表

- 作成又は変更を行った計画は、庁舎内掲示板（グループフェア）に掲載等により、職員へ周知するとともに、市ホームページへの掲載等により、適切に公表します。

6 雇用実績

- 本市水道部における、令和元年 6 月 1 日現在の雇用率は、次のとおりとなっております。

法定雇用率①	法定雇用者数の算定の 基基礎となる職員の数②	不足数③	実雇用率④
2.5%	47 人	0.0 人	2.13%

※③の不足数とは、②欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から障がい者雇用数を減じて得た数であり、これが 0 となることをもって法定雇用率達成となります。

7 目標

- 障がい者である職員の雇用率については、各年度において、当該年 6 月 1 日現時点の実雇用率を下回らないことを目標とします。
- 障がい者の活躍を推進していくためには、障がいのある職員が安心して働ける環境作り等を通じて、職場定着を図っていくことが重要であるため、市長部局と連携を取り、在籍する雇用障害者数が前年度を下回らないことを目標とします。

8 体制整備

- 障害者雇用推進者として水道部総務課長を選任します。
- 法定雇用率の達成と障がい者である職員が活躍できる職場環境の整備について、機関全体で積極的に取り組む体制を整えることを目的として、「障害者雇用推進チーム」を設置します。なお、本チームは、市長部局、教育委員会部局の職員と合同で構成し、障がい者の活躍推進に係る事案を総括的に協議します。

【チーム構成員】

水道部総務課長

水道部総務課庶務係長

水道部総務課係員

水道部施設課係員

障がい者である職員

本チームへの参加を希望する者

その他、委員長が必要と認める者

- 障がいのある職員本人や、職場で支援にあたる管理監督者等が相談できる窓口を総務課庶務係に設置します。相談者の意向を踏まえ、必要に応じて、産業医等とも連携を図ります。

9 職務の選定・創出

- 障がい者である職員の一人ひとりの特性・能力等を把握し、可能な限り本人の希望を踏まえた上で、本人にあった業務の割り振り又は職場の配置を行います。

10 環境整備・人事管理

- 相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価に係る所属長ヒアリングにおいて、現在の勤務環境等における必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。
- 募集・採用にあたっては、本職員については本庁総務課と連携して取り組みます。会計年度制度任用企業職員については、ハローワークによる紹介、ホームページ等による応募により幅広く人材を募集します。